

## 株式会社ファミリーマートと包括連携に関する協定を締結



本庄市は、株式会社ファミリーマートと相互に連携し、地域の発展や市民サービスの向上を推進するため、「本庄市と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定」の締結を行い、協働による活動を推進します。

### 【協定について】

**目的** 本庄市と株式会社ファミリーマートは緊密な相互連携と相互の資源を有効に活用し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応することで地域の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 内 容

- (1) 市産品の販売推進に関すること
- (2) 災害対策、防災、防犯に関すること
- (3) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること
- (4) 高齢者・障がい者支援に関すること
- (5) 商業・観光の振興に関すること
- (6) その他、市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

### 【締結式について】

**日 時**：2月17日（月） 午後3時30分～

**会 場**：本庄市役所3階 庁議室

**締結先**：株式会社ファミリーマート

※取材を希望される場合は、2月13日（木）午後5時までに別紙1）取材申込書でお申し込みください。

○添付資料 包括連携に関する協定書 1部

### 問合せ先

○本件記事に関すること 市民生活部 市民活動推進課 担当：真下

電話：0495（25）1118

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：飯塚

電話：0495（25）1155

## 本庄市と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と相互の資源を有効に活用し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、地域社会の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 市產品の販売推進に関すること。
- (2) 災害対策、防災、防犯に関すること。
- (3) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (4) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (5) 商業・観光の振興に関すること。
- (6) その他、市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて、協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩せず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定の変更）

第5条 甲と乙のいずれかから、本協定の内容について変更の申し出があったときは、その都度協議を行い、双方が合意の上、その変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和7年2月17日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市

本庄市長 吉田信解

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 細見研介

FAX送信票

## 取材申込書

令和7年 月 日

|    |   |
|----|---|
| 宛先 | 本庄市役所 市民生活部 市民活動推進課 行<br>FAX 0495-22-0602 |
|----|---|

2月17日(月)

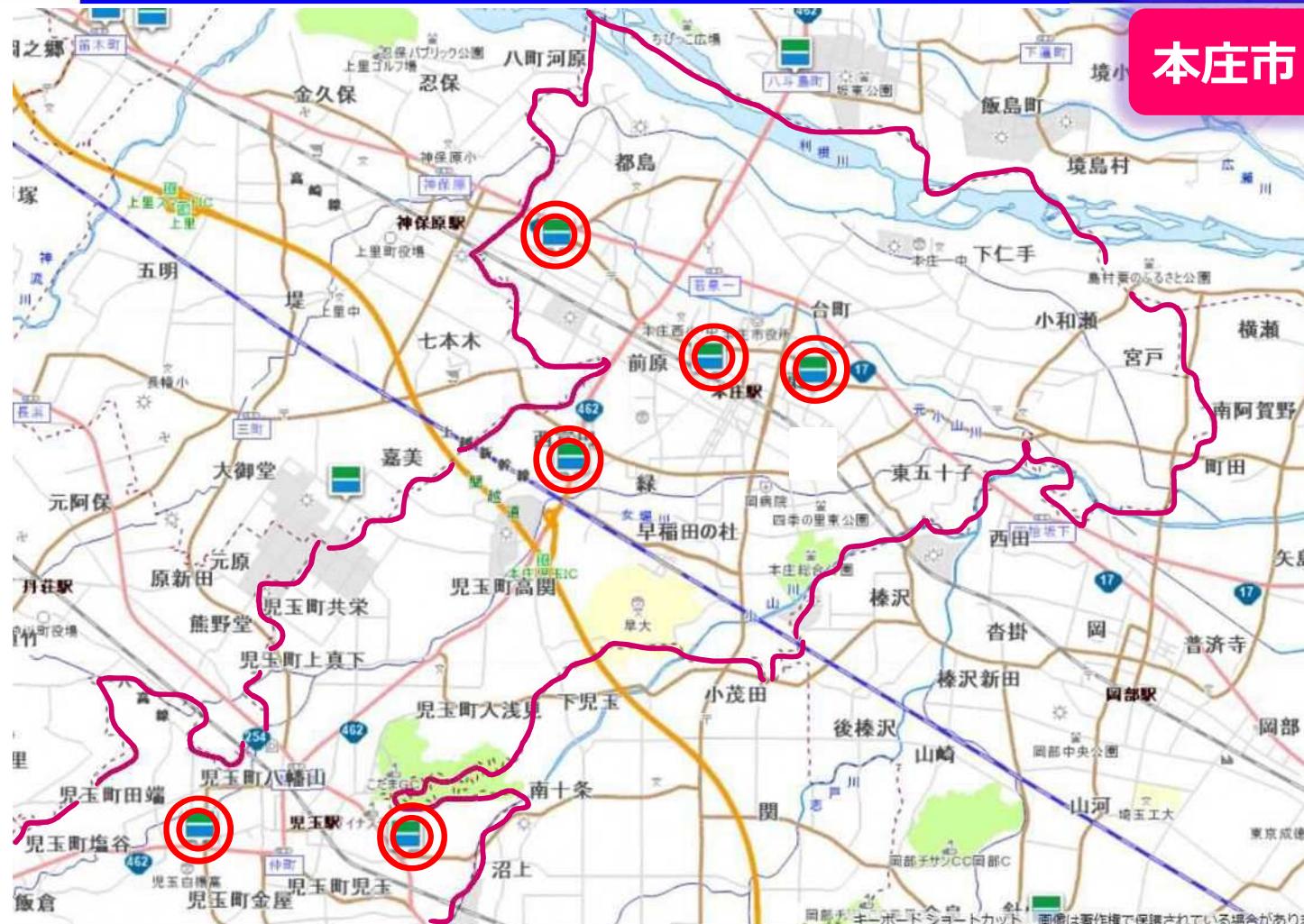
本庄市と株式会社ファミリーマートとの包括連携に  
関する協定締結式の取材を申し込みます。

|          |  |
|----------|--|
| 社名       |  |
| ご担当者名    |  |
| 人 数      |  |
| 連絡先 (電話) |  |

※ 2月13日(木)17時までにお申し込みください。

【担当】  
本庄市役所 市民活動推進課  
担当: 真下  
電話: 0495-25-1118 (直通)

# 埼玉県本庄市 「包括連携協定」に向けて



## 本庄市 ファミリーマート分布図

本庄市内店舗

- ・ヤマキ本庄西
  - ・本庄駅南一丁目
  - ・本庄日の出二丁目
  - ・本庄児玉インター
  - ・児玉
  - ・本庄児玉東

計6店舗

# 埼玉県本庄市 「包括連携協定」に向けて

## ◎包括連携協定の締結内容

- 【1】市產品の販売促進に関すること。
- 【2】災害対策、防災、防犯に関すること。
- 【3】子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- 【4】高齢者・障がい者支援に関すること。
- 【5】商業・観光の振興に関すること。
- 【6】その他市民サービス向上・地域社会の活性化に関すること。

# 埼玉県本庄市 「包括連携協定」に向けて

## 包括連携協定 詳細案（締結後各部門打ち合わせ）

### 【1】市産品の販売推進に関すること。

- ・本庄市のゆるキャラ「はにぽん」のグッズ展開
- ・他市産品の取扱い

### 【2】災害対策、防災、防犯に関すること。

- ・災害発生時帰宅困難者支援（水道・トイレ貸し出し）

### 【3】子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。

- ・七高祭での協力、地元高校生むけ出前講座（関係部署打診）

# 埼玉県本庄市 「包括連携協定」に向けて

## 包括連携協定 詳細案（締結後各部門打ち合わせ）

【4】高齢者・障がい者支援に関すること。

- ・認知症、高齢者の保護、対応指針策定
- ・認知症サポーターの各店舗設置等

【5】商業・観光の振興に関すること。

- ・市広報誌・ポスターの各店設置等

【6】その他、市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

- ・各種イベントでの出店協力等